

## 令和2年度 第14回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年12月21日（月）  
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
武田委員、服部委員

土居教育長：

これより、第14回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(15:00～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、武田委員さん、服部委員さんをお願いいたします。

日程第3 議決事項

議案第63号邑南町立小・中学校の教職員の服務規則の一部を改正する規則についてを事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

それでは議案第63号邑南町立小・中学校の教職員の服務規則の一部を改正する規則についてでございます。議案書一枚はぐっていただきますと、こちらの方に新旧対照表の方を載せております。今回の主な改正につきましては、そちらにございます第15条第1項、第2項それから第15条2の第1項のところそれぞれ、現行のところでは教育職員という表現がございますが、これにつきましては今回新たに教職員というふうに文言修正ということがございましたので、同じくこちら邑南町の方の服務規則の方を文言修正という形でそれぞれ変更させてもらっております。一枚はぐっていただきますと、第46条のところに表の方を付けておりまして、これについては先般の5月の教育委員会のところで字句改正の方させてもらっておりますが、今回第24条としてですね、一つ追加となりました。現在教職員の場合、私傷病休暇を認めることができる期間につきましては満了する1カ月前までにのところで取り決めがございますが、会計年度任用職員の方についてはですね、この取り決め等がありませんでしたので、読み替えという形ですねこちら第24条として追加をしております。傷病休暇を認めることができる日数の範囲内の期間が満了するまでにとということで、会計年度任用職員として、勤務されております方の勤務日数等によってですね、最大で10日間、最

小で1日ほど休暇がございしますが、その期間までのところでこの傷病休暇のことについての記載を新たに追加ということで今回改正がございましたので合わせて同じような形で規則の改正を今回提出の方させていただきます。これにつきましては以上でございます。

土居教育長：

この議案につきましては、介護休暇の15条の服務規則の15条介護規則休暇について、教育職員を教職員に文字を記述を改めるということと、第46条の会計年度任用職員の私傷病休暇についての改正の説明でした。これについてご質問はございませんでしょうか。

服部委員：

この2ページ目の私傷病休暇を認めることができる期間の満了する日の一月前までに、その後何が続くんでしょうか。一月前までに何をやるんですか。

高瀬学校教育課長：

これは教職員側の方なんですけど、傷病休暇が完了する一カ月前までに最度の傷病休暇取得があればそれまでは申請して下さいということでの書きふりで、こういうふな表現の仕方になっておりますけど、この後に続く言葉はございません。

服部委員：

何かを申請する。

高瀬学校教育課長：

あくまでも私傷病休暇、正職の場合につきましては90日、やむ得ない事情の場合については90日プラス180日延長が出来ますが、基本的には180日まで私傷病休暇というのは取得できませんので、30日、60日まで私傷病休暇を申請を出して、それから申請出して1カ月終わるまでのところで、引き続きの傷病休暇があれば申請を出さないというような取り決めがございしますので、そういう表現になっております。会計年度の方については先ほど言いましたが、最大で取れる方が10日間、最小で一日しかございません。それが終わる期間が満了するまでに傷病休暇を再度の申請があれば出して下さいと、なければその後については、手続き上は休職処分の手続き取りますまで、期間を満了しとることであれば分限休職の手続きになります。そういった部分日数の定めをこちらの方に書いております表現として。

服部委員：

わかりました。

土居教育長：

続いてご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第63号邑南町立小・中学校の教職員の服務規則の一部を改正する規則についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

承認いただきました。続きまして議案第64号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についての説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

続いて議案第64号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についてでございます。議案書1枚はぐっていただきますとそちらに追加認定ということで別紙を用意させてもらっております。今回小学生の児童生徒の対象の保護者3名、中学校の方対象の生徒保護者1名、4名申請がっておりますが、これにつきましてはすでにご承認いただいておりますが、コロナの感染症の影響により、家計の急変世帯としてすでに認定させてもらっておりますが、その後2学期以降については、コロナ関連の申請等ございませんでしたので、通常就学援助の申請という形で、今回手続きの方させてもらっております。もう一枚、二枚はぐっていただきますと、次の用紙の方つけておりますが、そちらの方へ今回の申請者の方の生徒保護者の名前を小学校3名中学校1名の方つけております。その色刷りの一枚はぐっていただきますと今回就学援助費の受給申出書がそれぞれの家庭のが付けてございますので、またそちらの方ご覧いただければと思います。

土居教育長：

小学校3人分、中学校1人分（個人情報につき省略）の保護者から申請が出ております。申請理由をまた目を通していただけたらと思います。

武田委員：

所得審査の見方がちょっとわからないんですけど、これは青以上であれば大丈夫ということによろしい。

土居教育長：

赤の表示は、却下。

武田委員：

それ以外の人は該当しているということ。

土居教育長：

はい。そういうこと。審査基準、所得審査の数値によって、議案の後ろについておるように邑南町の場合は、就学援助の補助を拡大、拡充をして、援助をしているということで、認定基準がゼロから0.2未満については、学用品は国の基準の額の2倍を就学援助する。0.2から1.3未満は国の基準、1.3から1.4未満は給食費の額、これは前年度の実績、1.4から1.5未満は給食費の半額を援助するというふうに決めておりますので所得審査によって、そういう援助の違いがあるということです。

武田委員：

承知しました。

土居教育長：

申請の理由は、目を通してもらってはおりますが、そうした理由によって援助をやるとかやめるとかいうことではなくて、所得審査によるというふうに決めております。以前は学校長あるいは児童民生委員さんの方からそういうこの子のはどうだということが申請書についておりましたけども、法律が変わってからは、物はなくても基準によって援助するというようになっております。他ご質問ございませんか。それでは4名の方について追加認定ということで申請が出ております。議案第64号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

この議案に対する参考資料は後で回収をします。それでは議案第65号邑南町日和公民館長の任命についてを説明をお願いします。

大橋生涯学習課長：

議案第65号邑南町公民館長の任命についてでございます。このことにつきましては社会教育法第28条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。次のページをご覧くださいいただければと思います。先般10月31日にご逝

去されました南原慎人様の後任ということで日和公民館の活動推進協議会の方  
にお願いをさせていただいて、新館長さんの推薦をいただいたところでございます。  
一として、公民館長として推薦候補者名中井伸人様でございます。次のページ  
をご覧くださいいただければと思います。任期につきましては、お認めをいただければ  
明日より任期が切れます来年の3月31日までを一応任期といたしまして、任用  
通知書の方をお渡ししたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

土居教育長：

前公民館長の南原慎人さんがお亡くなりになったということで後任の推薦が  
ありました。公民館長の決定選考については、公民館の活動推進協議会の名前で  
推薦を挙げていただいて、教育委員会で審議をし、任命をするという流れになっ  
ております。この議案についてご質問でございますでしょうか。

教育委員：

ございません。

土居教育長：

よろしいでしょうか。それでは議案第65号邑南町公民館長の任命については  
ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それでは前任の任期期間ということで明日の日付から3年の3月31日ま  
での任期で任命をさせていただきたいと思えます。では議案第66号区域外就学  
についてをお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第66号区域外就学についてでございます。これにつきましては、地方教  
育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により教育委員会の議決を  
求めるものでございます。議案書一枚はぐっていただきますとそちらに区域外就  
学の申請書の方を付けております。

以下、個人情報につき省略

土居教育長：

他県の場合は、他県だけではなくて、住所が邑南町に無いのに児童生徒につい

ては現在住んでおられる、住民票がある地域の教育委員会と協議して決定をするというふうになっておりますので、一応北広島町の方はいいですよというご意見をすでにいただいております。これについてご質問ございませんでしょうか。来年1年生ということです。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

ありませんか、それでは議案66号区域外就学についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それではこの参考資料も回収します。それでは議案第67号邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の一部改正についてを説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第67号邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の一部改正についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表をつけておりますのでそちらをご覧くださいければと思います。11月27日の開催のされました教育委員会におきまして、この度のケーブルテレビの加入促進助成金交付要綱の一部改正提出させてもらっておりますが、その時は工事費用上限3万円の満額まで助成ということでの要綱改正の方させてもらっております。それをもちまして各学校の方に通知の方を送らせてもらいまして、問い合わせ等があっておりまして、12月19日現在のところ少し話をさせていただければと思いますが、問い合わせ件数が34件、実際に交付の申請書を送付したものが17件でして、そのうち5件については交付の方決定させてもらっております。その他3件は今審査中でございますが、当初この要綱制定の時については予算約80件の方、予算の方を想定して予算化しておりましたが、この段階におきましてもまだまだ半分にも到達しておりませんので、一旦教育委員会の方で教育長さんの方から話をさせてもらっておりますが、保育所の年長組の方についてもですねこの枠を広げてはどうかというふうなことで、今回そのその部分についての要綱改正の方させてもらっているところでございます。そちら新旧対照表の方の助成対象者、第2条のですね2号のとこ

ろになりますが、同一世帯小中学校に通学している児童生徒がいるもの、これ以降またはのところでアンダーラインをしておりますが、令和3年4月2日時点において就学する児童がいるものということで対象となる世帯の方に広げるということで要綱改正の方させてもらっておるところでございます。

土居教育長：

G I G A スクール構想で多くの児童生徒がW i - F i 環境を整えるということでこうした制度を設けて予算化をしております。大体子ども達の調査をした段階では該当加入も含めて80件ぐらい、80人ぐらいの子ども達が家庭の整備がされていないというデータに基づいて、240万円、80×3万ということで、240万の予算化をしております。途中でケーブルテレビには加入をしているけども、W i - F i については加入していない、インターネット契約をしていないという事にも対応できるようにということで、家庭内の工事費も上限3万円でやっついこうというふうに教育委員会でも協議をしていただきました。先ほど説明があったように80世帯分、80人ですよね、世帯数はちょっとわからないんですが、現在のところ34名の問い合わせがあって、内15が検討してもらっているというようなことで、12月のこの教育委員会である程度話を協議していただいて、要綱を作りかえる、改正をしておいていただいて、来年の1月中旬以降に開催される集落の常会等で文書を配布できるように、または保育所に年長さんに持って帰ってもらうというような手順で、何とか児童生徒が家庭でのW i - F i の環境が整うように整備をしてやれたらということで、枠を広げたらどうかということなんです。これについてご意見ございますでしょうか。

武田委員：

できれば全員加入していただきたいタイミングですよね。なんか学校からもうちょっとプッシュするってのは難しそうなんですかね。うちの子どもが案内もって帰ってきて、うちなんかはすごいいいなと思って見てたんで、うらやましなと思いつながら見てたんですけど。でも多分加入まだされていないのはあまりご覧にならない家庭も多いかなと思って、ただ恐らく来年度以降W i - F i があるなしで教育格差が多分広がる状況になる。ある程度なんて言うかお得だからご自由についていうよりはこれからやってないとちょっと難しくなりますよっていうような書き方をした方がいいかなとあれを見ながらちょっと思ったんですよね。そういうのが可能かどうかわからないですが。

土居教育長：

邑南町のI C T 教育をどうやって進めていくかという案は作っておりますが、まだ教育委員さん方には見てもらってないですが、今学校の先生方の中で、検討委員会を立ち上げて、案に基づいて検討してもらおうということをやっています。

その中で、来年すぐという事にはならないんですが、タブレットの持ち帰りを少しづつ進めていこうというふうには計画をしております。問題はその利用料なんです。こういうふうにするから絶対加入してくださいねというのがなかなかこう強制できにくいところがある。整ってないのにその家庭で家庭学習をネットから引き出してダウンロードしてとか、学校でダウンロードすれば当然ながら家でもドリル的な学習ができないことはないわけですが、本当にこう低学年までそこまでやるのかどうかっていうのが検討しなきゃいけない課題ではあるなあ。そこら辺もあって、ある意味こう強く言えないところが教育委員会としてはあるし、学校としてもなかなかまだ来年どうなるんだろうかなとか、どういう使い方をしていったらいいのかということもまだ出てない段階で、やってくださいと言うのも難しいなあ。ただじゃ来年以降、この補助金をずっと残しておくというのは予算上はなかなか難しいんで、できなかったんで来年予算を取らせてくださいというのもなかなか難しいなど。

武田委員：

ちょっと推測も入るんですけど、Wi-Fiまだ引いとられない家庭はスマホの料金を結構上限高く設定して、動画ご覧になってる家庭とかあるんですけど、へんな話こちらの料金設定下げて、こっちに加入してWi-Fiでご覧いただくようになったら、多分料金そんなに変わらないかな、なんなら安くなると思うんですよ。多分でもそれをご検討されてない家庭が対象になってくると、多分その家庭に資料を渡して検討して考えてくださいっていう、進まないと思うんですよ。もちろん強制的にとか絶対やってくださいっていうのはちょっと言いにくいので、例えばでも、また緊急事態宣言で休業、休校になってもう一度きたとした時に、石見中でZoomを一回ためされましたけど、やっぱり課題なったのがWi-Fiがない家庭で、せっかくあんない動きを取っとられるのに、全員に届かないからってのも動けなくなったのが、すごくもったいないと思うんですよ。なので、できればなんかもうちょっとこう必要ですっていうことを強くいった方が僕はいいかなと思うんですよ。間違いなく時代はそっちに流れていくし、これからますます必要になるので折角今こんなチャンスがあるんだったら、なんかもうちょっと文言をはっきりした表現に書いてもいい気がしました。タブレットの検討までは書けないかもしれないんですけど、もうちょっと教育のあり方自体が変化する可能性があって、今是非ご加入いただくことをお勧めしますとか、あと例えば50ギガの例えば某スマホのプランにしてたら、月額いくら、邑南ケーブルだと月額いくらっていうのをそこに書くとかですよ。そうすると大差ない金額が出せると思うんですけど、まだちょっと具体的に申込っていうふうには無理かな。二人の人スマホに入っていたら、絶対そっちの方が安くなる、ご両親が一台ずつ持ってたならそうだと思います。



土居教育長：

あのう、年長さんの家庭に送る文書に、これまで小学校、中学生に送った分も最後のお知らせというような感じで是非この際というように少し。

武田委員：

小中学校で入っていない家庭がちょっと心配なんですよね。そこを大丈夫ですかね。結局そこが心配というか、年長さんはまだね、時間が猶予があると思うんですけど、中学生で有り無しが一番本当に大きく変わるかなと思うんです。ある程度先生に押しってもらうように一言、なんか朝礼の時とかにこれを配られたときには是非家で話あってくれって一言付け加えられるだけでもすごく違うと思うんです。

森岡委員：

80件一応あるんですよね、それは多分経済的な理由で加入していないのか、それともある意味その料金のですね強力な思いでそんなん加入してよりかはという思いがあるのか。その辺のところは内容どうですか。。

土居教育長：

調べてはないです、から加入しているかどうかという事なんで、結局その世帯で調査をしてないので、80人おっても、世帯数はわからん、ダブリがある可能性はあります。小学校と中学校。だから純粹に80人はおるけども、80世帯ではないということなんで、再調査をしてもいいかもしれませぬね。再調査をしたうえで、それでも人数が少ないというときの場合に議決をしておいてもらうと、両方を変えておけば、可能性が、80人全部が加入ということはなかなか難しいので。そういう場合で有効に予算を活用するという事で、前提は再調査をしながら学校から進めてもらうという、保護者への文章も添えてになるわけですけど。よろしいでしょうか。それではそういう前提で、再調査をして、尚且つ教育委員会からも進めをするというような文章を作成して、再募集をかける。そのうえで予算の範囲で可能であれば年長の子ども達にも加入につとめてもらうという事でよろしいでしょうか。

それでは議案第67号邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それでは続きまして議案第68号邑南町結核対策委員会委員の委嘱について

を事務局の方でお願いします。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第68号邑南町結核対策委員会委員の委嘱についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちらに委員名簿の方を付けさせてもらっております。本来でありますところらにございますように任期が令和2年4月1日から令和4年の3月31日までというような任期になってございます。2年前の時につきましても5月の教育委員会のところでそちらにありますように学校長の代表、養護教諭の代表につきましてはそれぞれ5月に決定ということで、2年前の教育委員会の時も5月のところでこの委員会委員の委嘱についてということで議決の方いただいておりまして、その後2年が経ちましたので、新たに本来であれば今年度の5月のところですね、委員会委員の委嘱について教育委員会の方に提出するのが本来でございましたが、一部のものですみません手続きの不備がございまして、今回このような形での提出ということになっております。その中で3番目の学校医の代表兼医師会長さんにつきましては、6月の段階で上田医院の上田先生から河野医院の河野先生の方に変更となっております。それにあわせて2番目の結核の専門家につきましては、三上先生につきましては、郡医師会より推薦をいただいているということで、今回この5名の方をですね新たに結核の対策委員会の委員ということで委嘱の方させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

土居教育長：

課長が申しましたように本来ですと5月の教育委員会で承認をいただくべきものを失念をしておりました。合わせて3番目の学校医の代表、医師会長の変更もあり、この12月の時点で5名の方の委員を承認をいただきたいと、よろしく願いをいたします。

高瀬学校教育課長：

ここ数年はですね、対象がないということで委員会の方は開催されておられません。

土居教育長：

結核は今でも恐ろしい病気なんですけど、診断等によって引っかけた、対象になった児童生徒についてこの委員会で審議をするということに流れが変わってきております。対象の児童生徒が、いない場合は開催されないということなので現在までのところは結核対策委員会は開催されていないということで認識を

お願いいたします。この件についてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では議案第68号邑南町結核対策委員会委員の委嘱についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

以上で、第14回を終了します。

(～17:00)